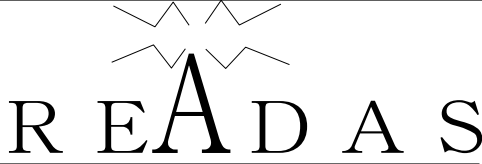


第 6295 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 7日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 消費税の軽減税率が適用される飲食料品

**Q** : 消費税の軽減税率が適用される飲食料品とは、どのようなものですか？

**A** : 次のものをいいます。

### 【解説】

消費税の軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除きます)をいいます。

食品表示法に規定する食品とは、すべての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、「飲食料品」には、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの(その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り)のうち、一定の要件を満たすものも含まれます。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される次のものをいい、医薬品や医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類を除きます。

- ①米穀や野菜、果実などの農作物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ②めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等その他製造又は加工された食品
- ③添加物(食品衛生法に規定するもの)
- ④一体資産のうち、一定の要件を満たすもの

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

